

九電みらいエナジー株式会社「唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）  
設置計画に係る環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成29年2月9日  
経 済 産 業 省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）設置計画に係る環境影響評価方法書について、九電みらいエナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所： 佐賀県唐津市  
原動力の種類： 風力（陸上）  
出 力： 最大28,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年 3月 9日
環境大臣意見受理	平成28年 5月20日
経済産業大臣意見発出	平成28年 5月31日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年 8月16日
住民意見の概要等受理	平成28年10月25日
佐賀県知事意見受理	平成29年 1月 6日
経済産業大臣勧告発出	平成29年 2月 9日

問い合わせ先：電力安全課 長村、高須賀  
電話：03-3501-1742（直通）

九電みらいエナジー株式会社「唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）  
設置計画に係る環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 騒音等については、対象事業実施区域周辺の風向・風速等の気象条件や地形等の地域特性を十分に考慮し、他の風力発電事業の事例や国の検討状況等の最新の知見を踏まえて適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 風力発電機の基礎工事に際し、セメントを使用した工事等による水環境への影響が見込まれる場合は、水質調査項目の追加について検討を行い、調査を実施した場合はその結果に基づき予測及び評価を行うこと。